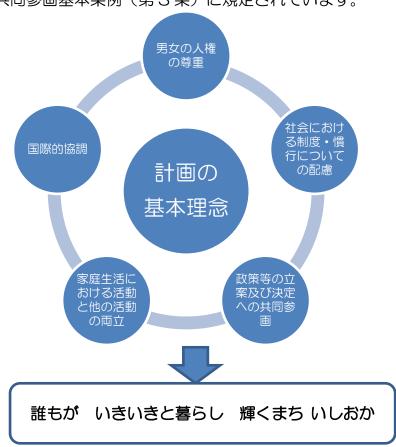
## 第2次石岡市男女共同参画基本計画の基本的な考え方について

#### 1. 計画策定の趣旨

石岡市男女共同参画基本計画が平成29年度をもって終了することから、これまでの取組 状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえるとともに、新たな視点を加え、男女共同参画に関 する施策の総合的かつ計画的な推進を図ると同時に『誰もがいきいきと暮らし、輝くまちい しおか』(将来ビジョンに規定されている本市が目指すべきまちの将来像)を達成するため、 第2次石岡市男女共同参画基本計画を策定します。

#### 2. 計画の基本理念

石岡市男女共同参画基本条例(第3条)に規定されています。



#### 3. 計画の位置づけと性格

- 1 男女共同参画社会基本法 (第14条第3項) に基づく市町村男女共同参画基本計画として位置付けられ、国の第4次男女共同参画基本計画を勘案した計画とします。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第 6 条第 2 項)に基づく市町村 推進計画を兼ねます。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護等に関する法律(第2条の3第3項)に

基づく市町村基本計画を兼ねます。

- 4 茨城県男女共同参画推進条例及び第3次男女共同参画基本計画を勘案した計画とします。
- 5 石岡市男女共同参画条例に基づき策定する計画です。
- 6 計画策定に際しては、将来ビジョンをはじめ、市の関連する他の計画との整合性や調 和を図ります。

#### 4. 計画の体系

次の4つを基本目標(基本方針)として設定します。

- 1 ひとりひとりの人権が尊重される社会の実現
- 2 安全・安心に暮らせる社会の実現
- 3 男女がともに働きやすい就業環境の整備
- 4 家庭と仕事・地域活動の両立支援

### 重点施策

- ①男女がともに働きやすい就業環境の整備
- ②家庭と仕事・地域活動の両立支援

#### 5. 計画の構成・期間

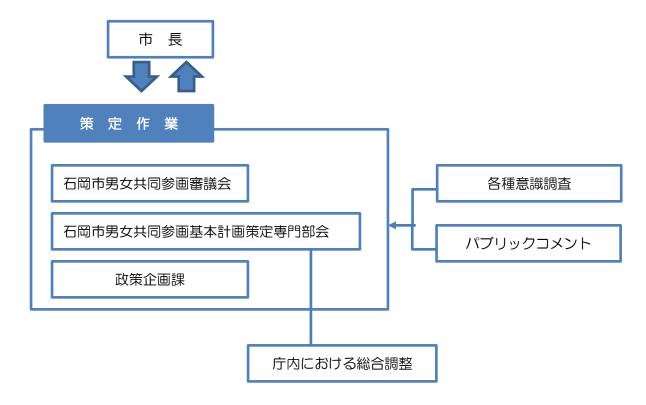
本計画は、基本計画と実施計画をもって構成します。

基本計画の期間は、平成30年(2018)年度から39年度(2027)年度までの10年間です。

基本計画	男女共同参画を推進するための基本指針を定める					
実施計画	基本目標を達成するため,具体的事業(102事業)を実施					
	成果指標と目標値を設定					

年度	30	2019 3 1	32	33	34	2023 3 5	36	37	38	39
基本計画	第 2 次石岡市男女共同参画基本計画									
実施計画	実施計画(前期)  実施計画							画(後	<b>美期)</b>	

## 6. 計画の策定体制



# 【参考】 策定スケジュール

時期	工程					
5月~10月	基本計画(素案)及び実施計画の検討					
11月	基本計画(素案)及び実施計画の取りまとめ					
12月上旬~中旬	パブリックコメントの実施					
1月	市長への答申					
3月上旬	市議会への報告					
4月~	新計画スタート					